



# 週報

第三十四號

昭和二十六年六月九日

- 對外電氣通信政策に就て (逓信省)
- 少額勤勞所得者の家計 (内閣統計局)
- 西班牙休戰問題とドイツチェランド號事件 (外務省情報部)

週報 昭和二十六年十月一日第三種郵便物認可  
 昭和二十六年六月九日 第三十三號  
 (毎週一回水曜日發行)

五錢  
 (本書の大きさは國定規格A5判)

所 込 申	價 定
内閣印刷局發賣掛 電話九ノ内(三)五二一九 報發東京一九〇〇番	一ヶ月(前金) 五錢 一ヶ年(前金) 四十四錢 (外購に依る地) 要送料 (外購に依る地) 要送料
全國各地官報販賣所 東都書籍株式會社 東京市神田區神保町一ノ三 報發東京一九〇〇番 最寄書店・驛書店	一ヶ年分未前配送御希望の方は一部五錢の割合を以て前金を添へ御申込み下さい。

官報附録週報別刷  
 昭和二十六年六月二日印刷發行  
 編輯者 情報委員會  
 東京市神田區永田町  
 印刷者 内閣印刷局  
 東京市神田區大手町







野に互つて普く利用せられ、人類の國際生活を活潑、豊富且多彩ならしめてゐる。

就中外交、通商及情報の三方面に於ける電氣通信の效用は特筆に値するものがある。即ち現代に於ける國際外交には國際電氣通信網は不可欠のものであつて、今日、本國政府と出先官憲との間の重要通信は殆ど總て國際電信又は電話に依つて發受せられてゐる。

通商に就て見ても、輾近に於ける國際通商の活況は電氣通信の發達に依るところが多い。重要國際市場に於ける爲替、商品、株式等の相場を初め、産業、貿易及金融に關する基礎的事項は毎日電報に依り即報せられ、新聞紙上に報道せられて、各所に需要供給の波紋を生じ、大きな世界經濟を形成してゐる。今日國際通商は國際電氣通信の最大の利用者であつて、貿易關係の通信は全外國電報の八割、全國際通話の七割五分を占め、之等商用外國電報の爲支拂はれる金額は我國貿易總額の約百分の一に達してゐる。

又今日我々は毎日の新聞、ラヂオのニュースを通じて、海陸萬里を隔てた外國の生々しき情報に、早きは數時間を出でずして接し得るのであるが、國際間の情報網の斯の如き敏速なる活動は、一に懸つて對外電氣通信網の機能に依存するものであつて、國際間のかゝる情報は或は輿論を構成し、或は世界經濟を動かし、又は國際政治を指導することとなる。而して近時に於ける國際生活の緊密化は、情報施設としての對外電氣通信機關の重要性を加へつゝあるのであつて、各國は一方に於てその對外

電氣通信網を通じて、迅速に、海外の眞正なる情報の蒐集を圖ると共に、他面に於ては自國の對外電氣通信網を以て、自國の誤らざるニュースの弘布に努めてゐる。我國に於ても毎日十六回約四千七百語の新聞電報を無線電信に依り世界に放送する外、毎日四時間放送局より海外放送としてニュース、音樂等を世界に送り、國際間の理解と親善に資してゐる。

その他國內の政治、産業、文化等の分野に於ても國際的影響を免れない今日に於ては、その發達の爲にも亦整備せる對外電氣通信網の存在を必要とし、特に國際交通の繁さを加へつゝある現代に於ては人事社交上にも高速度通信機關の必要なるは言ふ迄もない。若し夫れ一朝有事の場合作戦、情報、連絡等に於て對外電氣通信網が如何に重要であるかは今更贅説を要しない。

斯くして今日國際電氣通信は國際關係の支柱を爲すに至つたが、殊に我國の如く極東に所在し、世界の何れの大陸に至るにも海洋の克服を必要とする國に於ては、對外電氣通信の占むる地位はとりわけ重要であつて、之に關する政策は現下の國策として緊要なるものたるを失はなす。

### 一 國際電氣通信の發達と海底電信

今日國際電氣通信は機能の上から電信、電話、寫眞電信、放送無線電話即ち所謂ラヂオ等に分たれ、通信設備の上から無線と有線(海底線)に分たれる。沿革的には海底電信が最も古く、無線電信之



## 三 無線電信の出現と無線政策の確立

海底電信の國家的重要性が認識せらるゝに及び、各國は之が建設に焦慮するに至つたが、それは殆ど徒勞であつた。蓋しこれは海底電信線は之が敷設に尤大な資本を要すること、又途中に國際問題上の難點たる陸揚地點の獲得を必要とすること、既設線との競争に堪へ難い等の理由に基く。然し絶えざる人智の進歩は遂に各國をして英米系統に依る海底線の柱樁より解放せしめた。無線電信の出現即ち之である。

無線電信は僅か四十年前西曆一八九六年(明治二十九年)伊太利人マルコニ一の天才的發明に依つて初めて通信の用に供せらるゝに至つた。偶々歐洲大戰の勃發するに及び情報、宣傳、戰略上の必要は従來他國の海底線に依存して、苛酷なる通信檢閲に遭ひ、彌が上にも對外通信自主權確立の必要を痛感してゐた各國は固より、海底線所有國に於ても開戦後頻々として海底線の切斷せらるゝに對し、陸續として各地に大無線局を建設し、茲に無線電信は劃期的な飛躍發展を齎らすに至つた。而してこの機運に拍車を掛け無線電信をして海底電信と國際通信界の王座を争はしめるに至つたのは、創設費少くして效力多き所謂短波長無線電信の發達であつた。

無線通信の發達は我國にとつても對外電信の面目を一新せしめた。

大正五年海軍省所屬の船橋無線局を利用して布哇との間に無線連絡を開き之を通じて米國との間に通信連絡を設定し、次いで大正十年福島縣に磐城無線局を建設し、對米通信改善の途を講じたる外、歐洲、極東、南洋方面とも直接無線通信を開設して、我が對外通信の自主獨立の計畫を樹てたが、當時の巨額の建設費を要する長波長時代に在つては國家財政の之に伴はざるものあり、その實現は意の如くではなかつた。

然るに一方大戰後の各國の無線網擴張は熾烈なるものがあり、當時使用可能の波長百三十四箇中五大國の要求百十一箇に達し、その儘遷延するに於ては電波の使用權は外國に先占せられ、我國は窮地に陥るの事態に直面した。茲に於て政府は當時の財政状態に鑑み民間の資本を利用して、その無線政策の實現を期することとし、大正十四年特別の法律を以て日本無線電信株式會社を設立し、同社をして政府の使用すべき無線電信の設備を建設せしめ、政府は之を運用して各國との間に無線連絡を開設し、茲に我國は自主的な對外通信政策を實現し得るに至つた。

斯くして昭和三年對米直通通信を開始し、昭和四年には名古屋に對歐局を開設し、昭和六年には東京に對極東南洋局を開設し、著々として無線に依り各國との間に第三國を經由せざる直通連絡が設定せられた。回路別に見ると今日に於ては

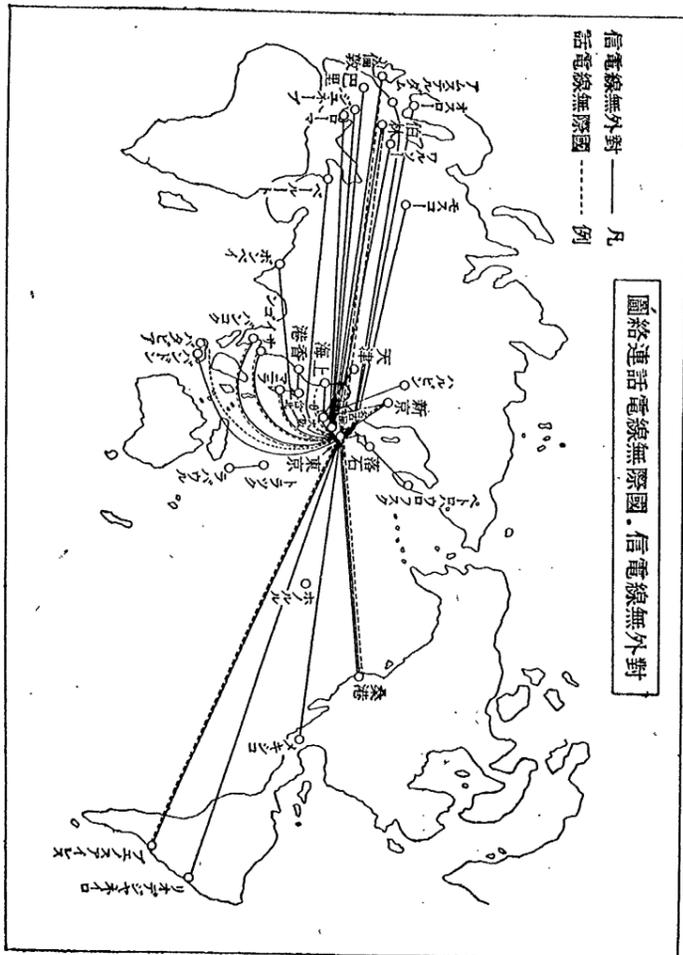
對 米(五回路) 合衆國(二回路)、メキシコ、ブラジル、アルゼンチン

對 歐 (九回路) 英國、佛蘭西、獨逸、瑞西、波蘭、伊太利、和蘭、蘇聯邦、諾威  
 對 極東南洋 (八回路) 比律賓、蘭領印度、印度、シヤム、佛領印度支那、シリヤ、上海、天津

の二十二回路に及び、之に政府の設備を使用する落石ペトロバウロフスク間、トラック、ラバウル間、臺北マニラ間、臺灣香港間の各一回路及日滿連絡五回路を加へると我國の對外無線電信連絡は三十一回路に上り、今や我國は阿弗利加及大洋洲の一部分を除いては地球上至る所と直接通信を爲し得るに至つた。

無線通信の發達は我國の對外通信自主權の實を擧げしめたと共に、看過し難い効果は我が海外通信支拂金を著しく減少せしめ、我が國際貸借の改善に寄與する所尠からざるものある點である。即ちこれは海底線經由の場合に電報料金の約九割が海外支拂分であり、残りの僅か一割が本邦收得分となり、發受信共に大半が海外拂となるに對し、無線經由のときは大體五割が海外拂に、残る五割が本邦收得分であつて、發受信同数のときは海外拂を要しないからである。

今日に於ては我國外國電報の五十五%は無線に依るに至つたので、この海外拂は著しく減額した。然し爲替差損金の關係上今日尙一千万圓の海外電報料の支拂をしてゐるのであつて、もし無線の利用が一〇〇%になるときは、この一千万圓の海外拂を拂拭し得るわけである。



而して他面無線の利用の増加は海外支拂金及之に伴ふ爲替差損金の減少を來たすものであるから、自然政府としては外國電報料金を低下せしめ得るものであつて、最近數次に互る外國電報料金の値下はこの對外無線電信路の開設と之に伴ふ無線利用の増加に基くものに外ならぬ。従つて無線の利用は獨り海外拂を減少するのみでなく、有線無線を通じ、電報料金の値下を來たすものであつて、利用者自身の利益にもなる。

#### 四 國際無線電話の發達

海洋を隔てる國際間の電話は、今より十年前一九二七年一月十七日大西洋を隔て、無線に依り英米間に開通したのを以てその嚆矢とするものである。

我國に於ては國際電話に於ても電信と同様昭和七年十二月國際電話株式會社なる特殊會社を設立し、之に政府の使用する無線電話の設備を建設せしめ、政府は之を運用して對外無線電話連絡及内地植民地間無線電話連絡を開設することとなつた。斯くして昭和九年六月内地臺灣間に無線電話が開通し、同年八月には滿洲國との間に、次いで同年中比律賓、蘭領印度、米國に、越えて翌十年英國、獨逸とも音聲に依る通信路が設定せられ、昨年には對上海、對佛領印度支那、本年には暹羅國、アルゼンチン國と連絡せられ、今日我國の電話は世界四十一箇國三千萬箇即ち世界電話の約九十%と居乍らに

して直接肉聲を交換し得るに至つた。

#### 五 國際電氣通信株式會社の設立

我國の對外電氣通信は上に述べた如く、その出發點に於てかなり立遅れてゐたにも拘らず、僅々十餘年にして飛躍的發展を遂げ、今や電信に於ても電話に於ても全く既往の面目を一新し、列強に伍して國際電氣通信界に樞要の地位を占むるに至つた。

然し乍ら現下の複雑多岐なる國際情勢に鑑み、眞に帝國の飛躍發展を期するには、海外發展の先驅たるべき對外通信施設は今日の狀態を以て一日の安きを偷むことは許されない。我が商權及文化の世界的進出の上からも、亦國防上、外交上特に我が情報政策の上よりするも對外電信電話は勿論寫眞電信、國際放送等電氣通信全般に付一段の躍進が要請せられてゐる。

一面無線科學の急速なる進歩は電信電話技術の相互融通を可能ならしめ、又技術上電信、電話の中間的性質を有する國際寫眞電信の實用化を必要とするに伴ひ、我が對外電氣通信の飛躍的發展とその統制ある運行には電信電話の分立を前提とする日本無線電信株式會社と國際電話株式會社の併立は最早その儘の推移を許さぬ状態となつた。而も更に一步を進めて、我が對外電氣通信全體の立場から考察するとき、無線電信、無線電話を一體とし、鞏固なる資本的基礎の上に無線設備を擴充するに

止まらず、之に海底線等の對外的な有線設備をも包含せしめ、有線無線一體として綜合的な施設を爲さしむることが通信政策上得策とせられる。

茲に於て政府は、その管掌する對外電氣通信の綜合的計畫に對應し、有線無線の電信電話及寫眞電信、放送中繼等普く對外電氣通信設備を提供する所謂設備會社を設立し、以て内外の情勢に對處しての我國對外電氣通信の劃期的躍進を庶幾せんとする方策を樹て、この趣旨の下に日本無線電信株式會社と國際電話株式會社の兩社を合併して、國際電氣通信株式會社なる單一會社を設立する運びとなり、之が實現の爲に茲に第七十回帝國議會に於て、日本無線電信株式會社法の改正法律案が通過し、四月二日その公布を見た。

斯くして「日本無線電信株式會社法」の名稱は「國際電氣通信株式會社法」と改められ、近く新會社の誕生を見ることとなつた。

現在我國の直通無線連絡は、無線電信三十一方面、無線電話十方面であるが、今後數年間に於て政府は新會社の設備に依り、無線電信は濠洲、香港、埃及等二十二方面、無線電話は英領印度、布哇、佛蘭西等十一方面との間に直通連絡を爲し、又歐米及極東との寫眞電信も愈々實現を見るに至るべく、從つて來るべき紀元二千六百年にはこの整備された通信設備に依り、記念祝典、萬國博覽會、オリムピック等の速報を爲し、我が躍進日本の偉容を世界に顯示することが期待せられる。

### 少額勤勞所得者の家計

内閣統計局

昭和十年九月乃至昭和十一年八月の一箇年間に亘り、大體月收五十圓以上百圓前後の給料生活者世帯五百六十六、勞働者世帯千七百七の家計に付調査した結果の概要は次の如くである。

収入額別一世帯一箇月平均實収入内譯

給料生活者

世帯總數	世帯平均	収入額別				
		未六〇滿圓	未七〇滿圓	未八〇滿圓	未九〇滿圓	未一〇〇滿圓以上
566	233.33	31	42	88	88	108
233.33	112.1	154.82	337.55	332.59	427.04	949.02
391	97.64	36.9	38.4	37.8	39.5	40.0
97.64	56.82	75.96	84.92	95.33	104.80	117.72
88.33	53.62	61.33	70.08	77.57	86.76	104.80
86.50	53.42	60.29	69.02	76.38	85.11	101.98
193	0.22	0.94	1.07	1.29	1.65	1.82
94.3	3.20	4.39	5.88	7.34	8.47	11.91
86.89	54.37	61.02	68.81	77.24	84.60	103.26

世帯總數 566  
 世帯平均 233.33  
 總數 233.33  
 平均 112.1  
 未六〇滿圓 31  
 未七〇滿圓 42  
 未八〇滿圓 88  
 未九〇滿圓 88  
 未一〇〇滿圓以上 108  
 實収入 31  
 實収入 42  
 實収入 88  
 實収入 88  
 實収入 108  
 實収入 31  
 實収入 42  
 實収入 88  
 實収入 88  
 實収入 108  
 實収入 31  
 實収入 42  
 實収入 88  
 實収入 88  
 實収入 108  
 實収入 31  
 實収入 42  
 實収入 88  
 實収入 88  
 實収入 108

労働者

世帯 人員 總數	世帯 平均 消費 單位	實收入		對實收入	
		實收入	對實收入	不足	超過
總數	總數	1107	460.20	10.34	37.6
未五〇滿圓	未五〇滿圓	15	15.66	37.6	37.6
未六〇滿圓	未六〇滿圓	58	25.26	39.3	39.3
未七〇滿圓	未七〇滿圓	161	36.01	57.8	57.8
未八〇滿圓	未八〇滿圓	210	48.17	81.1	81.1
未九〇滿圓	未九〇滿圓	326	63.39	111.7	111.7
未一〇〇滿圓	未一〇〇滿圓	197	84.57	144.7	144.7
以上	以上	260	114.00	195.8	195.8

右に依れば世帯主の収入は、給料生活者及労働者世帯の全般を通じて、全収入の八割乃至九割を占めて居る。

労働外収入は、給料生活者世帯に在つては、其の全収入中に於ける割合、月収六十圓未満世帯の

給料生活者

世帯 人員 總數	世帯 平均 消費 單位	實收入		對實收入	
		實收入	對實收入	不足	超過
總數	總數	566	333.33	86.89	103.26
未六〇滿圓	未六〇滿圓	3	22.11	54.37	54.37
未七〇滿圓	未七〇滿圓	42	154.83	60.3	60.3
未八〇滿圓	未八〇滿圓	88	237.75	68.1	68.1
未九〇滿圓	未九〇滿圓	88	332.59	77.4	77.4
未一〇〇滿圓	未一〇〇滿圓	108	427.04	84.6	84.6
以上	以上	237	549.01	103.26	103.26

次に支出の内譯を觀ると次の如くである。

収入類別一世帯一箇月平均實支出内譯

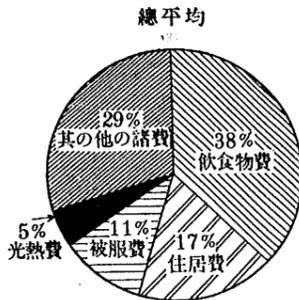
五分六厘より漸増して、百圓以上世帯に於ては、一割一分に達して居るが、労働者世帯に於ては、其の割合は平均に六、七分を占めて居る。

實収入對實支出の關係を觀るに、給料生活者世帯に於ては、全般的に收入超過を示し、一世帯平均最低二圓四十四錢（月収六十圓未満世帯）、最高十四圓四十五錢（月収百圓以上世帯）の收入超過となつて居る。労働者世帯に於ては、五十圓未満世帯が一世帯平均三圓七十六錢の收入不足を示した外、全般を通じて收入超過（最低六十圓未満世帯の三圓九十三錢、最高百圓以上世帯の十六圓五十八錢）となつて居る。



合は給料生活者世帯に於て五分一厘、勞働者世帯に於て四分九厘を示して居る。  
 上記の中、飲食物費及光熱費の各支出割合は、給料生活者及勞働者世帯共に全収入の上昇に伴ひ次第に減少し、之に反して被服費及その他の諸費の支出割合は次第に増加を示して居る。而して住居費の支出割合は、給料生活者世帯に於ては全収入の高低に依る一貫した傾向を認め難いが、勞働者世帯に於ては全収入の上昇に伴ひ漸減して居る。

平均總支出割合家計  
 (昭和十一年九月乃至昭和十一年八月調査)



終りに前回の昭和九年九月乃至昭和十年八月の調査結果と、今回の調査結果とを比較して其の間に於ける支出割合の變動を觀ると、飲食物費及光熱費の支出割合は、給料生活者及勞働者世帯の全般を通じて、今回が高率を示して居り、之に反して被服費及その他の諸費は低率を示して居る。住居費は給料生活者世帯に在つては今回は前回より僅か乍ら低率を示して居るが、勞働者世帯に在つては殆ど高率なしと言つて可い。

### 西班牙休戰問題と

### ドイツチェランダ號事件

外務省情報部

#### 一 獨伊と中歐バルカン

所謂ベルリンローマ樞軸の強化による中歐、バルカンに於ける情勢の變化は、歐洲の國際政局に新らしき波紋を起すものとして、各國の注目を惹くに至り一方に於て一年に垂んとするスペイン革命も、左右兩派共に戦争に疲れ、これを支持する各國も、行詰つた現状の打破に焦慮しつゝある模様が窺はれ、スペイン問題の解決に何等かの動きがあるべく期待されてゐたのであつたが、果して五月に入り、戴冠式に各國代表が集まつたのを機會に、それ等の現状打開に關する工作が試みられたもの、如く、その結果として先づ現れたのが、スペイン動亂に對する休戰提議であつた。  
 然しそれも、突如として物變したドイツチェランダ號爆撃事件のために、危く粉碎されんとするの危機を招いたのであるが、ドイツが極めて自重的の態度を持して居るので、或は大事に至らずして事態を收容し得て、却てこれを契機として難局打開の曙光を見出し得るのではあるまいかとも見られて居るのである。



攻勢を示したのであるが、何れも一進一退、未だ決定的な大戦闘が行はるゝには至らないのである。この間に於て政府軍側人民戦線の牙城と見られて居るカタロニア地方に於ては、豫て不和を傳へられて動搖を見せてゐた無政府主義分子の E. A. I (無政府主義聯盟) の一派は五月上旬遂に叛亂を起し、事態悪化して重大な情勢を呈したのであつたが、これ等のことが影響して、ヴァレンシアに於ては苦境に立つたカバリエロ内閣は崩壊の餘儀なきに至り、五月十五日に總辭職を行ひ、可成りの曲折を経てやうやく十七日にネグリン後繼内閣の成立を見るに至つたのである。

また一方革命軍側に於ても、不干渉委員会に於て義勇兵撤退案が漸次具體化されて行く情勢に對して既に精神的に相當な影響を受けて居るのであるが、若し撤兵案が實施されることとなれば、非常な打撃を蒙ることになるのであるから、他迄も最後の勝利を得て復讐を行ふの他に、スペインを救ふ途がないと堅く決心をして居るフランコ將軍は、若しイタリアが革命軍の援助を中止する場合には下野するの決心を固め、イタリア當局の意向を打診するためにローマへ密使を派遣したとの風説もある程であるから、事實に於て政府軍も革命軍も雙方共に相當戦争に疲れて居り、何れも頗る苦境に立つて居ることは争はれぬところであらう。

斯やうにして兩軍共に決定的勝利を得るの見込みはなく、而も各國の義勇兵撤退が具體化されんとして、休戦妥協の氣運が動いて居るのであるから、この情勢を控へて、兩軍共に休戦後の地位を有利ならしむるために、他迄も休戦前に優勢を保持しようとして居る努力が、最近の各戦線に於ける兩

軍の攻勢となつて現れ、戦況が活潑になつて來たものであると見られて居る。

### 三 英國の休戦提議

スペイン國內に於ける政府軍及革命軍と同様に、この雙方を支持して居る各國も行詰つた現在の情勢に對して少からず焦慮煩悶して居る模様であり、蘇聯邦のスペイン政府軍援助に對する熱意が、最近に於て稍冷却したかの傾向に在ると、他の諸國が蘇聯邦の進出に對して快しとしてゐない空氣を看て取つたイギリスは、各國の意向を打診した結果、機會を見て調停に乗り出すであらうと傳へられてゐるが、果して英國政府は不干渉委員会及獨伊白蘇等の各國に對して、各國義勇兵の撤退を條件として休戦を提案した模様である。

然しこの英國の休戦提議が果して如何なる結果を生むかは疑問で、當然フランスはこれを支持するであらうが、蘇聯邦は反對であるかの如き態度を表明して居り、更に問題は獨伊がこれに賛成するや否やにある。即ち獨伊はスペインに於ける赤化勢力の掃蕩を目標として軍事工作に重點を置いて居るのであり、特にイタリアは昨年の十一月のマドリッド攻撃及本年三月のグアダラハラに於ける義勇軍の敗北に對する名譽を回復するために、相當の戦捷を得るまでは撤兵することが出来ない立場に在り、またその決心は極めて強固であるから、將來スペインに於ける赤色政權に對する不承認の保障を與へることゝ、革命軍が相當な程度に勝利を得て休戦後の地位を有利に導くことが出來て、獨伊の面目が

立つこと、ならない限り、休戦及撤兵の決定には相當困難があるであらうと想像されるので、英國の休戦提議の今後の發展には相當な曲折があるであらう。

#### 四 ドイツチェランド號爆撃事件

斯の如く英國の休戦提議によつて、幾分かスペイン問題の前途に對して光明を見出し得るかと思はれてゐたところへ、突如として勃發したのが五月二十九日のドイツチェランド號の爆撃事件であつた。

即ちドイツ政府が三十日の夜公表したところの聲明によれば「數日前、スペイン赤色航空隊がマヨルカ島の英獨伊船艦を爆撃し、イタリイ艦上の將校六名の生命を奪つて以來、ドイツの軍艦はマヨルカ港碇泊を避けてゐたが、五月二十九日、國際海上監視隊に屬する巡洋艦ドイツチェランド號はイビサ水道に碇泊中、午後六―七時の間に突如上空に飛來せる赤色ツァレンシア政府軍用機二臺の爆撃を浴びた。…爆撃は曩にイタリイ軍艦爆撃の際將校室に投下されたと同様、水兵室の中央に命中、二十名の死者、七十三名の負傷者が、斯る暗殺行爲の犠牲となつた。…」

この報がドイツに傳へられるやドイツ全國は非常な憤激に覆はれ、全國は一齊に半旗を掲げて深刻な悲憤の意を表はし、總統の官邸の前には幾萬の市民が群集して、報復を絶叫したと報ぜられて居る。新聞は何れも「ドイツ國民は政府が赤色匪に對して相當な報復手段を講ずることを待期する」と

し、或は「スペイン内亂を轉じて歐洲の一般的紛糾に飛び火させようとするスペイン赤軍の魂膽を斷乎未然に粉碎せよ」等の激烈な論説を掲げたのであつた。

「…スペイン犯罪國の憎むべき挑戰行爲に適當の應酬策を講ずるであらう」と、事件の第一公表に於て發表したドイツ政府は、三十一日の公表の如く「スペイン派遣ドイツ艦隊は、去る二十九日、碇泊中のドイツチェランド號に對する赤色空軍の爆撃に應酬、三十一日早朝報復手段としてアルメリア港の要塞地帯を砲撃、港内設備を破壊、敵砲を沈黙せしめた後、報復行爲を中止終了した。更に艦隊増加を求め、直ちに本國より軍艦をスペイン海面に派遣する」といふことになつたのであるが、更に同日重ねて公表された如く「ドイツ政府は不干渉委員會のドイツ代表に對し事件の顛末を説明し且次の決議を通達するやうに訓令した。」のであつた。即ち「ドイツ政府はドイツチェランド號に對する爆撃の不祥事件を反覆されぬやう確實な保障の無い限り、不干渉監視委員制度及不干渉委員會の討議に参加せず。スペイン赤色政權に對してドイツ政府の裁量に基き報復手段を講ずることは言を俟たず。且右期間中赤色航空機及軍艦がドイツ軍艦に接近する場合には武力を以て防衛するやう指令した」のであつた。

#### 五 將來の展望

ドイツチェランド號の爆撃事件は、全く青天の霹靂の如くに各國を驚かしたのであつた。果してドイツが如何なる態度に出るであらうかと、一時は色を失つたのであつたが、然しドイツ政府は上述の

如き報復を以て一時手を収めたのであった。

即ち目下スペイン問題への深入りを避けて、ベルリン・ローマ樞軸を中心として歐洲縦斷の大工作、大外交を試みつゝあるドイツの立場としては極めて慎重な態度を採つて居るのであるから、ヒトラー總統は頗る自重した方策に出たのであらうと見られて居るが、アルメリア要塞を粉砕してスペイン赤軍側に打撃を與へて報復を行ふと共に、國家及國民の威信を保つことが出来たのであり、また不干渉委員會を刺戟し、英佛を激勵して速かに何等かの措置を採るべく促したのであるとも見ることが出来るのであるし、事實に於てドイツと歩調を合せてイタリアが不干渉委員會を脱退して、強硬なる支持を表明したことなどを含めて、スペイン政府軍及英佛に對して強力な威壓を加へると共に、それを打開せんとする空氣を作るべき契機を與へた點に於て、ドイツ政府が今回採つた措置は、一石二鳥の誠に巧妙なものであると見られて居る。

從つて折角の英國の休戰提議によるスペイン問題解決の曙光が、このドイツチェランド號事件によつてその出鼻を挫かれたのであつたが、然しドイツ政府が斯の如き自重的な態度を採つて居るならば、ドイツチェランド號事件は一つの突發的事件としてこれを以て一段落とし、今後に於てこれ以上特別の事件の發生しない限り、事態は再び好轉するであらうし、或は却てドイツチェランド號事件によつて受けた衝擊が契機となつて、休戰問題への情勢を促進するの結果となるかも知れないといふ樂觀的な見方も行はれて居るやうである。

### 最近公布の法令

内閣官房總務課

○昭和八年勅令第十六號朝鮮總督府、臺灣總督府、關東局、樺太廳及南洋廳部内ノ巡查並ニ判任官ノ待遇ヲ受クル朝鮮總督府道及關東局消防手ノ分限及懲戒ニ關スル件中改正ノ件(五月六日公布勅令第八十二號)

○大正十四年帝國軍ノ北樺太撤退ノ際引揚ノ爲損害ヲ被リタル者ノ救恤ニ關スル件(五月六日公布勅令第八十二號)

北樺太に在つた帝國臣民が大正十四年帝國派遺軍の撤退の際引揚の爲に財産上直接損害を蒙つた者に對して救恤金を交付することとしたもので、救恤金の總額は三十萬圓以内、其の交付は之を受けんとする者の申請に依り救恤審査會の審査を経て陸軍大臣が決定する。而して其の申請は本年八月三十一日迄に爲すことを要し、申請に付ての必要な事項は陸軍大臣が之を定むることになつてゐる。

○生計費指數資料實地調査令(五月八日公布勅令第八十三號)  
經濟界の變動に適應し、有效適切な政策施設を行ふべき

○大正三年勅令第二百二十號輸出入植物取締法ニ依り検査ヲ行フ海港指定ノ件中改正ノ件(五月八日公布勅令第八十四號)

基礎資料として、労働者に關する生計費指數を作成する爲、統計資料蒐集の爲の實地調査を行ふことを定め、其の時期(来る七月現在)範圍及方法を定めたものである。  
外國又は外地より輸入又は移入せらるる生果實は柑類と關東州産及滿洲國産の生果實並に臺灣産及南洋群島産の西瓜との外は從來検査を要しなかつたのであるが、之等以外の生果實でも其の輸入の増大するに従つて、病菌害の傳播蔓延の危険があるものが尠くないので、之等のものをも検査することにした。但し鳳梨と朝鮮産の生果實とは検査をしない。尤も胡蘆科に屬する植物の生果實とは検査をしない。尤も胡蘆科に屬するものでも西瓜「メロン」甜瓜だけは検査をする。又南洋群島の瓜類に付ては從來の移入禁止を解除し検査を経た上移入し得ることとした。以上の事柄を實施する爲検査を行ふ海港の検査の規定に夫々必要な改正を行つたものである。

○文部省直轄諸學校職員定員令中改正ノ件

電視法所附テレビジョンに關する實際的技術者養成の目的の爲、濱松高等工業學校に教授二人、助手二人を増員するもので、七月一日より施行せられる。

○地方産業職員制中改正ノ件

中小商工業の振興に關する事務、商業組合や工業組合の指導監督、販賣促進、試験研究機關の整備充實等地方産業の振興に關する事務に當らしめる爲、地方商工主事九人、商工主事補三十六人、地方商工技師二十八人、商工技師五十八人を増員したものである。

○内閣所屬部局及職員官制中改正ノ件

事務増加に伴ひ、官房會計課に屬二人、印刷局に屬一人、技手六人を増し、又生計費指數調査の爲統計局に統計官、統計官補、屬各一人を増し、尙恩給局長は従來内閣部内の高等官が兼ねることになつてゐたのを專任局長を置くことに改められたものである。

○昭和十年勅令第四百一十一號臨時内閣ニ東北局ヲ設置スルノ件中改正ノ件

昭和十一年勅令第三百三十五號臨時内閣ニ紀元二千六百年祝典事務局ヲ設置スルノ件中改正ノ件

○高等官官等俸給令中改正ノ件

東北局長及紀元二千六百年祝典事務局局長は、従來内閣部内の高等官が兼ねることになつてゐたのであるが、東北振興事業の進展に伴つて專任の東北局長を置くことに改められ、又紀元二千六百年祝典に關する事務處理の圓滑並に事務進行の完備を期する爲專任の紀元二千六百年祝典事務局局長を置くことに改められた。従つて局長の官等俸給をも定められたのである。

○企業廳官制

週報第三十一號、企業廳の新設參照

○高等官官等俸給令中改正ノ件

文官任用令中改正ノ件

○委任文官特別任用令中改正ノ件

大正二年勅令第二百六十二號任用分限又ハ官等ノ初級陞級ノ規定ヲ適用セザル文官ニ關スル件中改正ノ件

○企業廳調査官企業廳副調査官ノ特別任用ニ關スル件

現役ニ在ル陸海軍武官ニシテ企業廳ノ調査官又ハ副調査官ニ專任セラレタル者ノ分限等ニ關スル件

○昭和六年乃至九年事變ニ關シ私財ヲ寄附シタル者表彰ニ關シ褒章條例第八條ノ特別ニ關スル件

滿洲事變に關シ、軍資金、軍需品、恤兵金品又は従軍者遺棄放散物品等を寄附した者に對する行賞は、上奏すべきものを除いては、褒章條例第八條の規定に依り、賞勳局長又は地方長官に於て專行すべきものであるが、之を改めて右規定の特例として賞勳局長職のみに於て專行することと定められたものである。

○文部省直轄諸學校職員定員令中改正ノ件

東京女子高等師範學校に於て、女子の體育科教員養成の目的を以て、新たに昭和十二年度より體育科を設置する爲、教授一名、書記一名、又徳島高等工業學校に於て、從來の應用化學科製薬化學部を獨立して製薬化學科を設置する爲、教授、助教授、助手、書記各一名を増員したものである。

○鐵道局官制中改正ノ件

新線延長等に因り業務が増加したので人員を増加する爲、又従來現業員中判任官或は職員を以て充てられていたものに、中判に其の職務の重要なものに對して高等官或は判任官を配置する爲定員の改正を行ったものであつて、參事六人、副參事三十七人、技師三十二人、書記三千三百

○生絲検査所共済組合令

生絲検査所所屬の職員以下の現業員の相互救済を目的とする共済組合を設置したものであつて、組合の組織、組合員、政府の組合に對する給與等に關し規定されてゐる。

○取引所令中改正ノ件

乾繭を賣買物件とする會社組織機構取引所設立に伴ひ、乾繭の賣買取引の最長期限を六箇月と定めたものである。

等俸給及任用等に關し規定したものである。即ち、官等俸給に關しては、次長は各省次官と、勅任調査官は各省局長と、奏任調査官及書記官は各省書記官と、副調査官及理事官は各省理事官と同じであり、又調査官及副調査官に對しては、高等官官等俸給令の初級官等の制限に關する規定が適用せられない。任用に付ては、次長、調査官、副調査官は文官任用令に規定せられた資格を有せずとも、其の職務に必要な學識経験を有する者から、又理事官は五年以上判任以上の官に在職して行政事務に専事し判任官五給俸以上の俸給を受けた者から高等試験委員の銜を経て任用することが出来る。尙現役陸海軍武官が調査官又は副調査官に專任せられた場合には陸軍將校分限令又は海軍武官服役令の規定に拘らず之を現役とし、又其の者に對しては陸海軍に於て之を定員外とし在職者に關する規定が適用せられる。

三十一人、技手一千八百一人が増置せられた。尙昭和十二年九月三十日迄は右増員に拘らず書記は一萬七千八百二十一人、技手は八千九百八十五人を以て定員とされる。

○南洋群島鑛業令(勅令第百十四號) 近時南洋群島に於ける鑛物資源の新鑛床の發見に伴つて、新鑛業漸次増加の傾向にあるので、之に對應し鑛業行政の圓滑を期する爲、現行鑛業規則(勅令第百六十四號)を廢して制定せられたものであつて、鑛業許可、鑛業權、土地使用又は收用、鑛業監督、鑛業税等に関し規定せられてゐる。尙施行の期日は南洋廳長官が定むることになつてゐる。

○貴族院事務局官制中改正ノ件(勅令第百十五號) 衆議院事務局官制中改正ノ件(勅令第百十六號) 貴族院衆議院守衛定員及給與令中改正ノ件(勅令第百十七號)

○高等官官等俸給令中改正ノ件(勅令第百十八號) 議院制度を調査し議案の提出及審査に必要な資料を蒐集し其の他各般の參考資料を調査研究する等の爲、貴族院に事務局三人を新設し書記官一人、庶務員六人を増し、衆議院に事務局四人を新設し書記官一人、庶務員九人を増し、又警備事務の激増に伴つて、貴族院に書記官、守衛長、守衛副長を各一人、守衛定員を五人、議會開會中に限り増置することを各一人、守衛定員を五十二人増し、衆議院に書記官、守衛長、守衛副長各一人、守衛定員を二十八人増し、議會開會中に限り増置することを各一人、守衛定員を二十八人増し、尙又

議事其の他の事務の進捗を圖る爲、貴族院に書記士一人、屬二人、技手一人、速記技手四人を増し、衆議院に書記士二人、屬二人、技手一人、速記技手六人を増したものである。尙臨時産業管理局事務官は兼に廢止せられたので、高等官官等俸給令中から之を削除し、貴族院事務局及衆議院事務局の官等俸給を定むる爲、高等官官等俸給令に所定の改正が加へられた。

○文教審議會官制(勅令第百二十一號) 内閣總理大臣の諮問に應じて國體觀念の徹底及國民精神の作興に關する重要事項を調査審議する爲、内閣總理大臣の監督の下に文教審議會を設置したものである。同會は會長一人、副會長二人、委員若干人を以て組織され、會長は内閣總理大臣を以て、又副會長は内務大臣及文部大臣を以て充てられ、委員は内閣總理大臣の奏請に依り學識經驗ある者の中から内閣に於て命ぜられる。尙職員として幹事長及幹事、書記が置かれ、幹事長は内閣書記官長を以て充てられ、幹事は内閣總理大臣の奏請に依つて内閣に於て命ぜられることになつてゐる。

○監獄官制中改正ノ件(勅令第百二十二號) 今般市谷刑務所の移築工事が竣成したので、此の際同監獄が主として未決勾留者を收容するものなるに鑑みて特別に其の意を明らかにする爲、名稱を普通刑務所と區別し拘留所と改稱することとなつたので、之が爲所定の改正を行つたものである。

○高等官官等俸給令中改正ノ件(勅令第百二十三號) 今般市谷刑務所の移築工事が竣成したので、此の際同監獄が主として未決勾留者を收容するものなるに鑑みて特別に其の意を明らかにする爲、名稱を普通刑務所と區別し拘留所と改稱することとなつたので、之が爲所定の改正を行つたものである。

# 國際經濟週報

創刊大正九年一月(每週一回木曜日發行)  
「同盟」は我が國を代表する國家的通信社であり、世界的通信社であります。この「同盟」の國內通信網及び世界的通信網の全機能を活用編輯せる國際經濟週報は經濟雜誌の權威として絶對を博してゐます。  
▽内外政治經濟問題の調査並に解説  
▽内外政治經濟ニュースの詳細整然たる記録  
▽内外主要市場の動き  
▽金融、爲替、證券、商品その他諸相場及び統計  
等資料の豊富、新鮮、正確さにおいて唯一無二を誇る特色ある經濟雜誌であります。  
(書店買切れの節は直接本社へ御申込乞ふ)

六月三日號内容二編

金融の矛盾尖鋭化
金政策の再考
國際貨物騰貴の趨勢
國際市場の金融基調の變化
吉河財閥の興隆と國債の刷新
國際決済銀行の年次報告
通信省の異動と所管政策
五月廿七日號内容一編
英國の軍擴張算と國防稅
チェンバレン閣の豫算演說
新年度豫算の概観
國防稅の對する批判
ネヴィル・チェンバレン
鐵維王國鐵紡の暴落
建築統計の檢査
物價騰貴期における米價の地位
農林省の新陣容と農村政策

東京 東區 市谷 一丁目 一〇二番 電話 二二二(六) 電報掛番 〇〇〇五八 東京 東區 市谷

## 同盟通信社

定價 一年分 廿五圓

露光量違いにより重複撮影



# 週報

第三十五號

昭和二十六年六月十六日

- 商店法案に就て (社會局)
- 工場統計より觀たる本邦工業の概況 (商工省)
- (國際時事解説) —
- 國際聯盟の原料品委員會と我國の立場 (外務省情報部)

昭和二十六年六月十六日

週報

昭和二十六年六月九日

第三十四號

五錢

## 官報附録週報別刷

昭和二十六年六月九日印刷發行

編輯者 情報委員會  
 印刷者 東京市神田區水田町  
 發行所 內閣總理大臣官舎内  
 印刷局 東京市神田區大塚町

所 達 申	價 定
内閣印刷局發賣掛	一ヶ月(前金) 二圓四十錢
電話九ノ内(掛)三五二一九	一ヶ年(前金) 二圓四十錢
振替 東京一九〇〇番	(外幣便に依る地) 一圓四十錢
全國各地官報販賣所	(外幣便に依る地) 一圓四十錢
東都書籍株式會社	一ヶ年分未滿配達御希望の方は一
東京市神田區神保町一之三三	部五錢の割合を以て前金を添へ御
振替 東京 九三九〇番	申込み下さい。
最寄書店・驛書店	

所 達 申	價 定
内閣印刷局發賣掛	一ヶ月(前金) 二圓四十錢
電話九ノ内(掛)三五二一九	一ヶ年(前金) 二圓四十錢
振替 東京一九〇〇番	(外幣便に依る地) 一圓四十錢
全國各地官報販賣所	(外幣便に依る地) 一圓四十錢
東都書籍株式會社	一ヶ年分未滿配達御希望の方は一
東京市神田區神保町一之三三	部五錢の割合を以て前金を添へ御
振替 東京 九三九〇番	申込み下さい。
最寄書店・驛書店	